

令和8年度 緊急銃猟時補償費用保険

(地方公共団体等費用保険普通保険約款 + 緊急銃猟時補償費用保険特約条項)

鳥獣保護管理法第34条の6 (損失の補償) 対応

緊急銃猟に伴い発生する損失を受けた方に対して、市区町村が「通常生じうる損失」として補償する費用を補填します。

跳弾による建物・自動車の破損

建物破損に伴う店舗休業時の逸失利益

緊急銃猟時の道路の破損

○保険金の支払額

支払限度額 : 3,000万円（一事故あたりかつ保険期間中限度額）
免責金額 : なし

○保険期間

契約手続き月の翌月以降を補償開始月として任意で始期月を設定することが出来ます。
保険期間は「補償開始月1日から1年間」となります。
始期日の設定は2026年4月1日～2027年3月1日まで可能です。

○保険料

年間保険料は裏面に記載の通りとなります。
直近年度の「クマの目撃件数」で決定します。
目撃件数が不明の場合は、「目撃件数50件以上」の保険料となります。

○本保険の特色

保険金ご請求時、環境省が提供する緊急銃猟ガイドライン記載のチェックリストを漏れなくご確認の上、ご提出いただく必要がございます。

○ご注意

市区町村長に損害賠償責任があることが判明した場合、賠償責任保険にて対応いたします。
また、緊急銃猟の対人事故は国家賠償法で対応される旨、ガイドラインに記載されております。
万が一求償される場合に備えるためにも、併せて賠償責任保険へのご加入をご検討ください。

このチラシは緊急銃猟時補償費用保険の内容についてご紹介するものです。ご契約にあたっては、必ず「重要事項説明書」をよくお読みください。
詳細は、保険約款によりますが、緊急銃猟時補償費用保険の内容について、ご不明の点がございましたら代理店までお問い合わせください。

保険料表

市区町村の直近年度のクマの目撃件数（※1）とに応じて下表のとおりとなります。
1年未満の保険期間を希望される場合の保険料は、代理店までお問い合わせください。

令和7年度クマの目撃件数	50件以上	20～49件	19件以下
年間保険料（※2）	120,000円	60,000円	40,000円

※1 目撃件数が不明の場合は、50件以上の保険料となります。

※2 申込締切は加入希望月前月20日となります（土日祝日の場合は前営業日）。

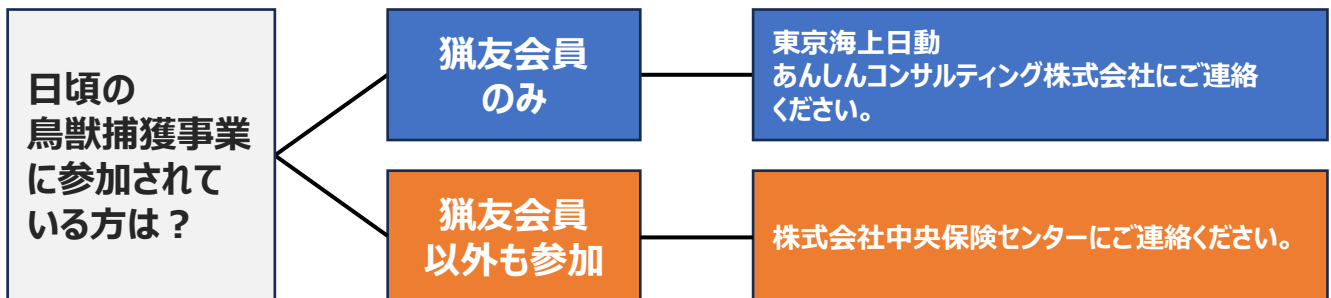
お見積り依頼・ご照会の受付について



◀ お見積り依頼はこちら！

二次元コードよりアンケートにご回答いただきましたら、代理店よりご案内いたします。
ご案内には数営業日お時間をいただく可能性がございます。

「鳥獣被害対策総合補償制度」にご加入済の自治体様は加入先代理店までお問い合わせください。
それ以外の自治体様は、以下フローチャートより代理店をご確認いただきお問い合わせください。



お申込み・事故時の お問い合わせ先	【取扱代理店（青色パンフレット）】 東京海上日動あんしんコンサルティング株式会社 公務広域法人部 住所：〒104-0033 東京都中央区新川1-8-6 秩父ビルディング6階 TEL：03-4332-4010 e-mail：hunters@web-tac.co.jp https://www.web-tac.co.jp/hunters/	【取扱代理店（オレンジ色パンフレット）】 株式会社中央保険センター 住所：〒103-0014 東京都中央区日本橋蛸殻町1-36-2 共和ビル5F TEL：03-5614-6771 e-mail：hunter.6771@chc-hoken.co.jp https://www.chc-hoken.co.jp/